# 稚内市財政の状況

令和６年度 決算の概要及び健全化判断比率の概要

宗谷丘陵ふっとパス「白い道」

*稚内市企画総務部財務課*

*令和７年 10 月*

# Ⅰ　決算の概要

～ 目 次 ～


Ⅰ　決算の概要

１　令和６年度　稚内市の歳入・歳出決算状況・・・・・・　1
２　一般会計決算の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　歳入の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（１）　市税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（２）　地方交付税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（３）　地方債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
４　基金（市の貯金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
５　歳出の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（１）　義務的経費（人件費、扶助費、公債費）・・・・・　9
①　人件費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
②　職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（２）　投資的経費（普通建設事業費）・・・・・・・・・　12
（３）　その他経費　物件費・・・・・・・・・・・・・・　13
（４）　その他経費　繰出金・・・・・・・・・・・・・・　14
①　病院事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
②　下水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・　16
③　国民健康保険事業会計・・・・・・・・・・・・・　17

Ⅱ　健全化判断比率の概要

１　健全化判断比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
２　健全化判断比率の対象範囲イメージ図／実質赤字比率・・　19
３　連結実質赤字比率／資金不足比率・・・・・・・・・・　20
４　実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
５　将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
６　実質公債費比率／将来負担比率の推移・・・・・・・・　26
７　その他の財政指標（経常収支比率）・・・・・・・・・・　27

## 【１　令和６年度　稚内市の歳入・歳出決算状況】

本市の一般会計における令和６年度決算は下記のとおりです。

【歳　入】　　【歳　出】　　（単位：％）

| 区分 | | 決算額 | 構成比 | 区分 | 決算額 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自主財源 | 市税 | 49億1,529万円 | 16.2 | 議会費 | 1億5,712万円 | 0.5 |
| | 分担金及び負担金 | 1億1,333万円 | 0.4 | 総務費 | 62億2,345万円 | 20.8 |
| | 使用料及び手数料 | 6億2,553万円 | 2.0 | 民生費 | 58億2,295万円 | 19.5 |
| | 財産収入 | 1億3,954万円 | 0.5 | 衛生費 | 29億4,173万円 | 9.9 |
| | 寄附金 | 18億7,588万円 | 6.2 | 労働費 | 5,034万円 | 0.2 |
| | 繰入金 | 26億2,527万円 | 8.6 | 農林水産業費 | 9億1,621万円 | 3.1 |
| | 繰越金 | 3億1,421万円 | 1.0 | 商工費 | 9億2,559万円 | 3.1 |
| | 諸収入 | 16億9,851万円 | 5.6 | 土木費 | 33億1,937万円 | 11.1 |
| | 計 | 123億756万円 | 40.5 | 消防費 | 6億4,967万円 | 2.2 |
| 依存財源 | 地方譲与税 | 2億6,066万円 | 0.9 | 教育費 | 35億1,937万円 | 11.8 |
| | 利子割交付金 | 230万円 | 0.0 | 公債費 | 26億5,915万円 | 8.9 |
| | 配当割交付金 | 2,183万円 | 0.1 | 諸支出金 | 2億3,000万円 | 0.8 |
| | 株式等譲渡所得割交付金 | 3,363万円 | 0.1 | 職員費 | 23億9,720万円 | 8.0 |
| | 地方消費税交付金 | 9億3,630万円 | 3.1 | 災害復旧費 | 3,487万円 | 0.1 |
| | ゴルフ場利用税交付金 | 298万円 | 0.0 | | | |
| | 環境性能割交付金 | 2,519万円 | 0.1 | | | |
| | 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 2,725万円 | 0.1 | | | |
| | 地方特例交付金 | 1億5,871万円 | 0.5 | | | |
| | 地方交付税 | 83億2,391万円 | 27.4 | | | |
| | 交通安全対策特別交付金 | 308万円 | 0.0 | | | |
| | 国庫支出金 | 38億3,275万円 | 12.6 | | | |
| | 道支出金 | 11億8,870万円 | 3.9 | | | |
| | 市債 | 31億7,146万円 | 10.4 | | | |
| | 法人事業税交付金 | 8,194万円 | 0.3 | | | |
| | 計 | 180億7,069万円 | 59.5 | | | |
| 合計 | | 303億7,825万円 | 100.0 | 合計 | 298億4,702万円 | 100.0 |

| 歳入歳出差引 | 5億3,123万円 |
|---|---|

## 【２　一般会計決算の推移】

（単位:千円）

| 年度 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 決算収支<br>① | 基金の積立<br>② | 基金の取崩<br>③ | 実質的な決算<br>①＋②－③ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H22 | 25,143,404 | 24,812,744 | 278,182 | 597,960 | 47,872 | 828,270 |
| H27 | 24,439,607 | 24,125,130 | 284,535 | 578,634 | 394,993 | 468,176 |
| R2 | 33,901,865 | 33,605,530 | 273,291 | 3,076,758 | 2,403,354 | 946,695 |
| R3 | 31,839,801 | 31,436,174 | 248,140 | 3,745,463 | 2,403,389 | 1,590,214 |
| R4 | 29,784,262 | 29,409,452 | 270,778 | 2,702,706 | 2,101,891 | 871,593 |
| R5 | 29,342,686 | 29,028,475 | 256,471 | 2,493,097 | 2,185,914 | 563,654 |
| R6 | 30,378,244 | 29,847,032 | 240,686 | 2,321,566 | 2,625,267 | ▲63,015 |

※決算収支は、『翌年度へ繰り越すべき財源』を除く『実質収支額』を記載しています。

※『基金の積立』及び『基金の取崩』は、市の全基金を対象としています。

令和６年度の歳出決算額は約２９８億円と、前年度と比較して約８億円増加しています。

その主な要因は、稚内中学校整備事業（約１０億円）の増額や定額減税不足額給付金支給事業（約 2 億円)、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金（１億円）の増額によるものです。

また、令和６年度においては、基金の残高が減少しています。

なお、市民の皆さん１人あたりの決算規模は、以下のとおりとなります。

【稚内市の一般会計決算を市民1人あたりにすると】　（単位: 円）

| 年度 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 決算収支<br>① | 基金の積立<br>② | 基金の取崩<br>③ | 実質的な決算<br>①＋②－③ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H22 | 651,839 | 643,267 | 7,212 | 15,502 | 1,241 | 21,473 |
| H27 | 681,776 | 673,003 | 7,937 | 16,142 | 11,019 | 13,060 |
| R2 | 1,040,030 | 1,030,939 | 8,384 | 94,388 | 73,729 | 29,043 |
| R3 | 998,551 | 985,893 | 7,782 | 117,464 | 75,374 | 49,872 |
| R4 | 950,814 | 938,849 | 8,644 | 86,280 | 67,099 | 27,825 |
| R5 | 959,790 | 949,512 | 8,389 | 81,548 | 71,501 | 18,436 |
| R6 | 1,016,335 | 998,562 | 8,052 | 77,670 | 87,831 | ▲2,109 |

※各年度末の住民基本台帳人口で算出しています。

※H22:38,573 人／H27:35,847 人

R2:32,597 人/R3:31,886 人/R4:31,325 人/R5:30,572 人／R6:29,890 人

## 【３　歳入の推移】※以下普通会計ベースで記載しています。

歳入を自主財源と依存財源に区分した場合は、以下のグラフのとおりです。

自主財源とは、稚内市が自ら調達することができる収入のことで、主なものとしては、「市税」、「使用料及び手数料」、「繰入金」などです。

依存財源とは、国や都道府県から交付される「地方交付税」、「国庫、道支出金」や「地方債」などを言います。

令和６年度における稚内市の歳入は、依存財源が約６０％と高い割合を占めていますが、令和２年度から自主財源は増加しており、これは、まちづくり寄附金が増加したことが主な要因です。

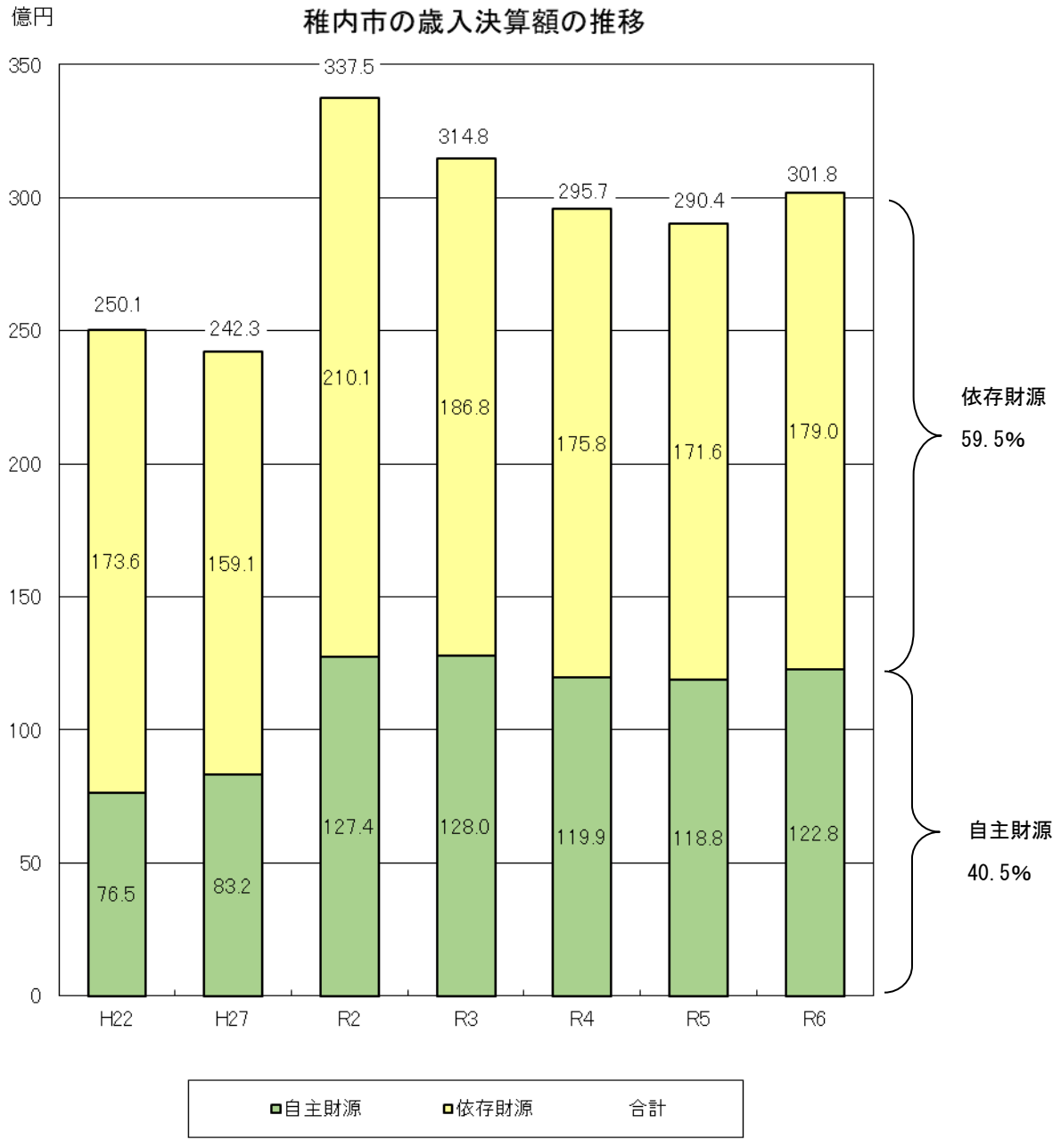

## 【（１）　市　税】

自主財源の約 40%を占める市税ですが、令和６年度決算額は約４９億円で、前年度と比較して、約２億円増加しています。

各税目とも、昨年と同様の水準を維持している中、固定資産税では、大型風力発電施設の稼働により増額となっています。

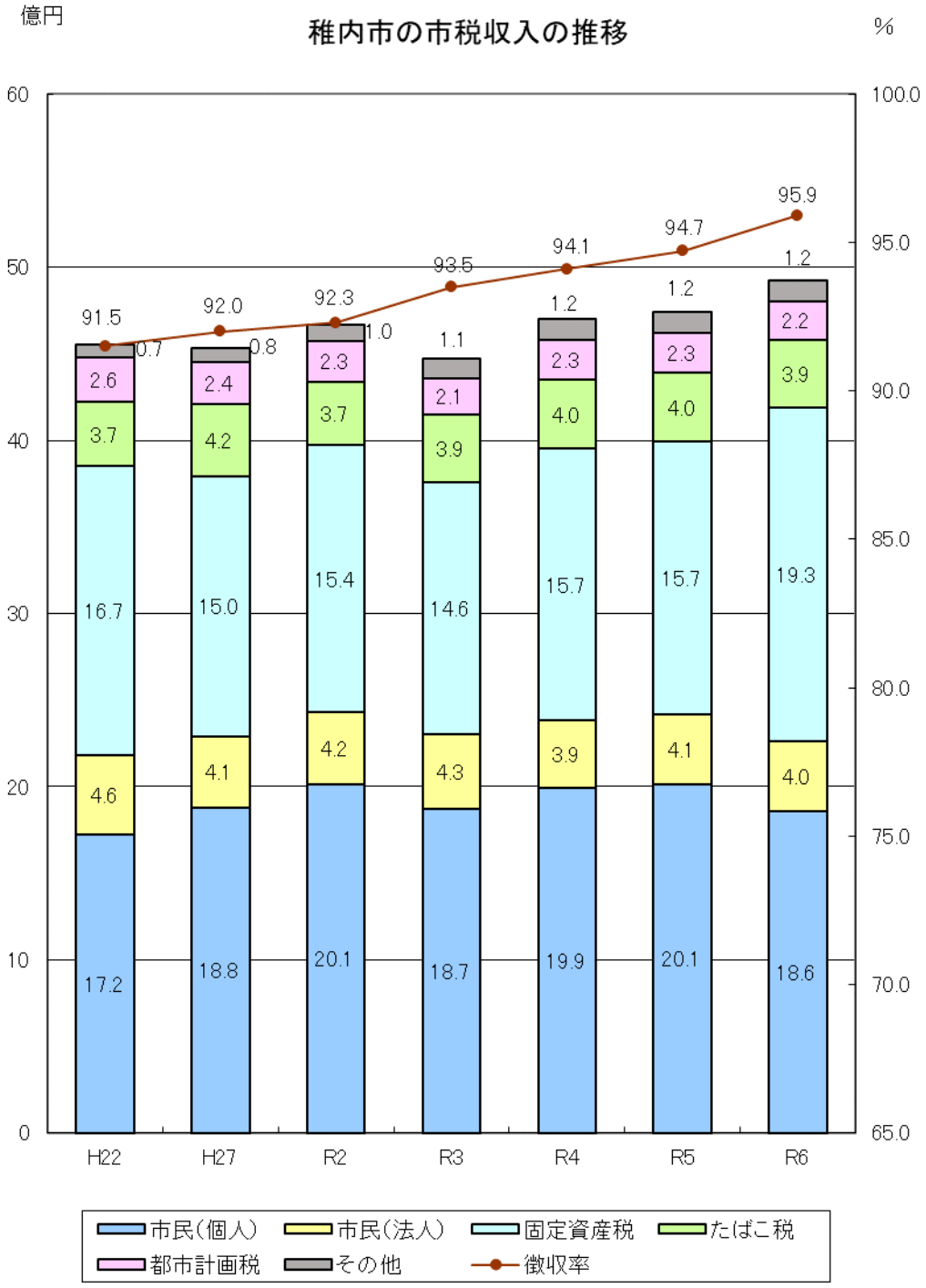

## 【（２）　地方交付税】

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を基礎として国から交付されます。平成２７年度以降、公債費における基準財政需要額算入額の減少などに伴い減少傾向にありましたが、令和５年度に引き続き令和６年度も国の補正予算等により地方交付税の増額がされたほか、臨時財政対策債への振替が抑制されたが、普通交付税の額は例年と比べると減少し、前年度と比較すると１億３千万円減少しています。

また、地方交付税の減少による地方の財源不足に対処するため、平成１３年度からは、地方財政法第５条の特例として臨時財政対策債の発行が認められています。

この臨時財政対策債の発行に伴う償還金は、全額、地方交付税で財源措置されています。

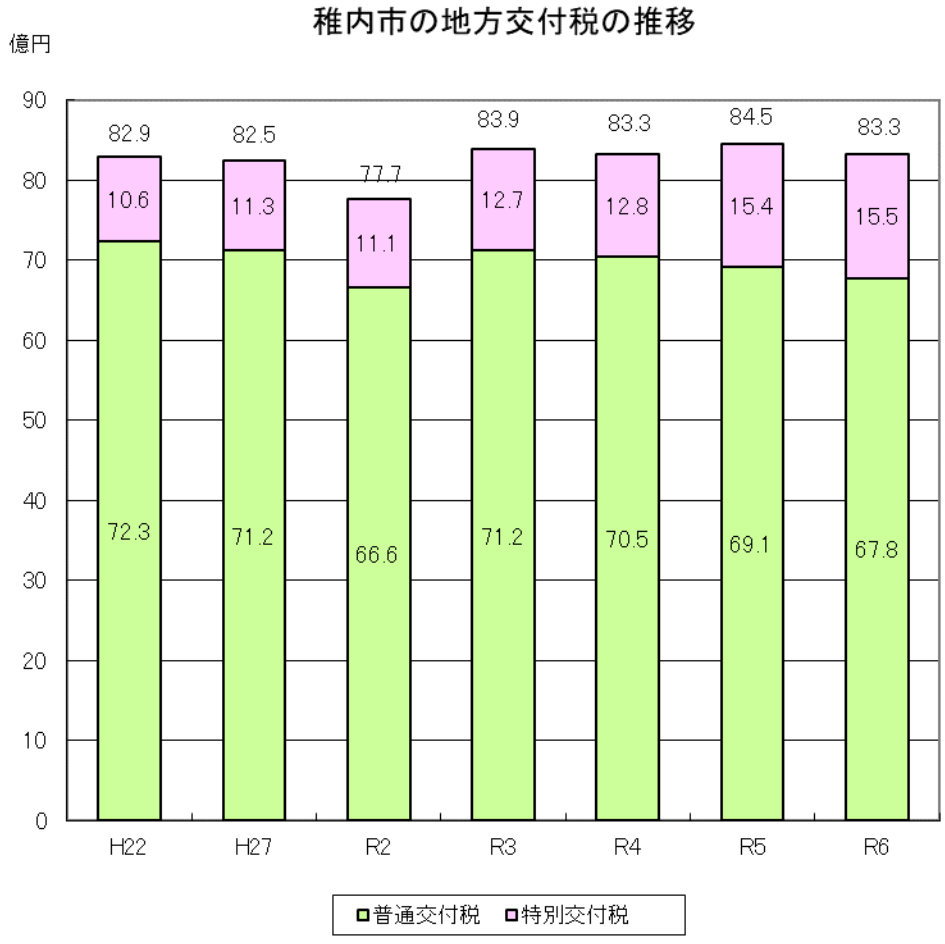


メモ

**基準財政需要額**は、標準的な行政サービスを行う為に必要となる費用を算出します。

**基準財政収入額**は、市税や譲与税・交付金などの一定割合（７５％）とされています。

## 【（３）　地方債】

稚内市の令和６年度末の地方債残高は、普通会計で約２４９億円、企業会計では約１２６億円、また特別会計では約２億円となっており、これらを合わせると、全体では３７７億円で、前年度と比較して約４億円増加しています。

普通会計の地方債発行額は２９億８千万円で、前年度と比較して３億１千万円増額しました。

本市では、これまで地方交付税の算入対象となる地方債を優先的に発行してきたことから、普通会計地方債残高の４６.３％（約１１２億円）が償還時に地方交付税で財源措置されます。

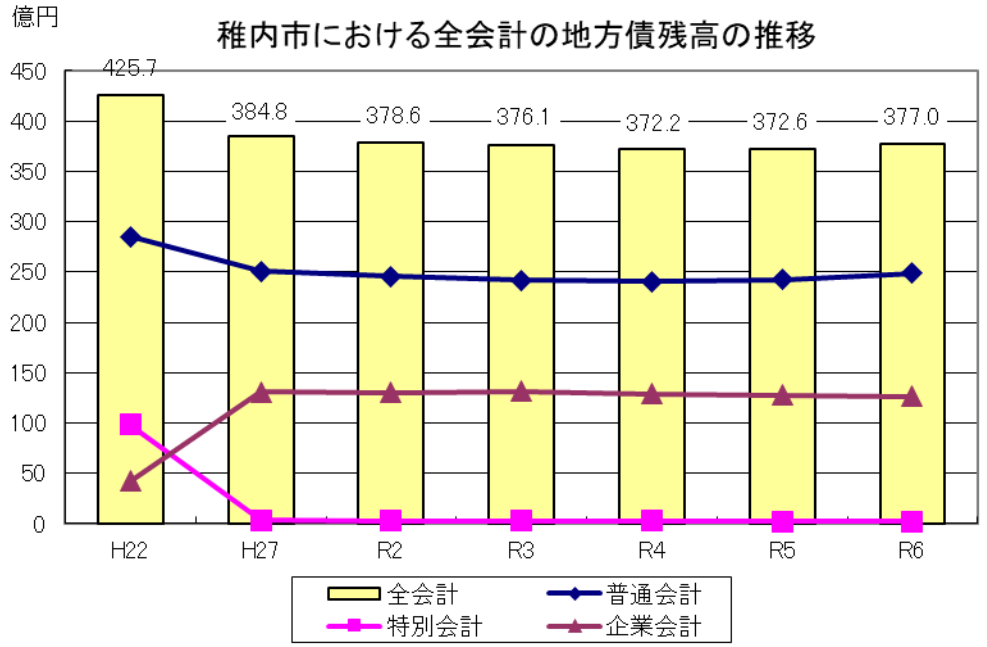


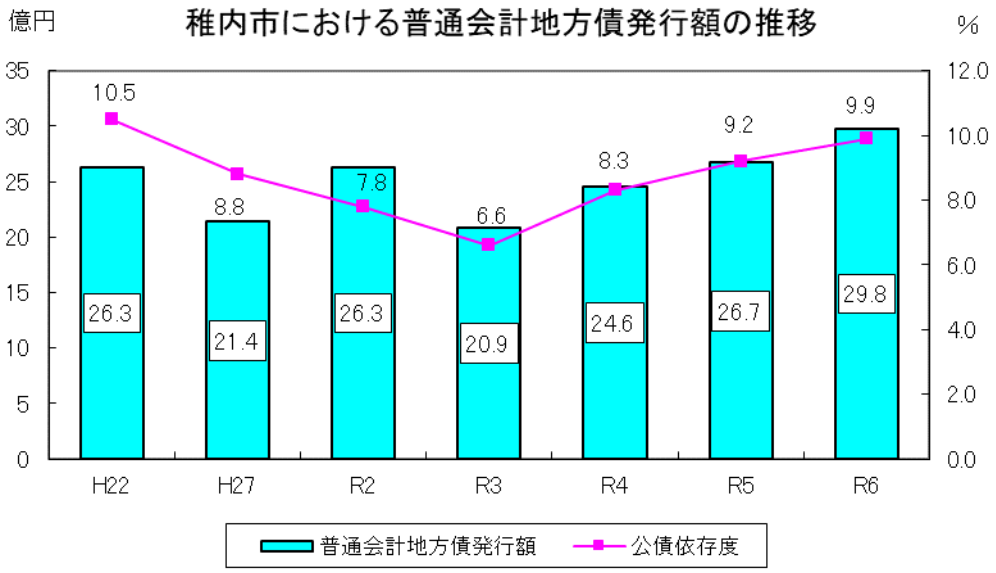

## 【４　基金（市の貯金）】

本市には、年度間の財源調整を目的とした「財政調整基金」や地域活性化のために実施する事業に充てるための「地域みらい創造基金」のほか、いくつかの基金があり、それぞれの設置目的により、積立や取崩しを行っています。

平成５年度以降、地方交付税の減少や社会保障費の増加などに対応するため、取崩しを行ってきたことにより、基金残高が減少してきました。ここ数年はまちづくり寄附金（ふるさと納税）の増加などにより、基金残高は増加傾向にありましたが、令和６年度においては、基金の取崩しを行い残高が減少しています。

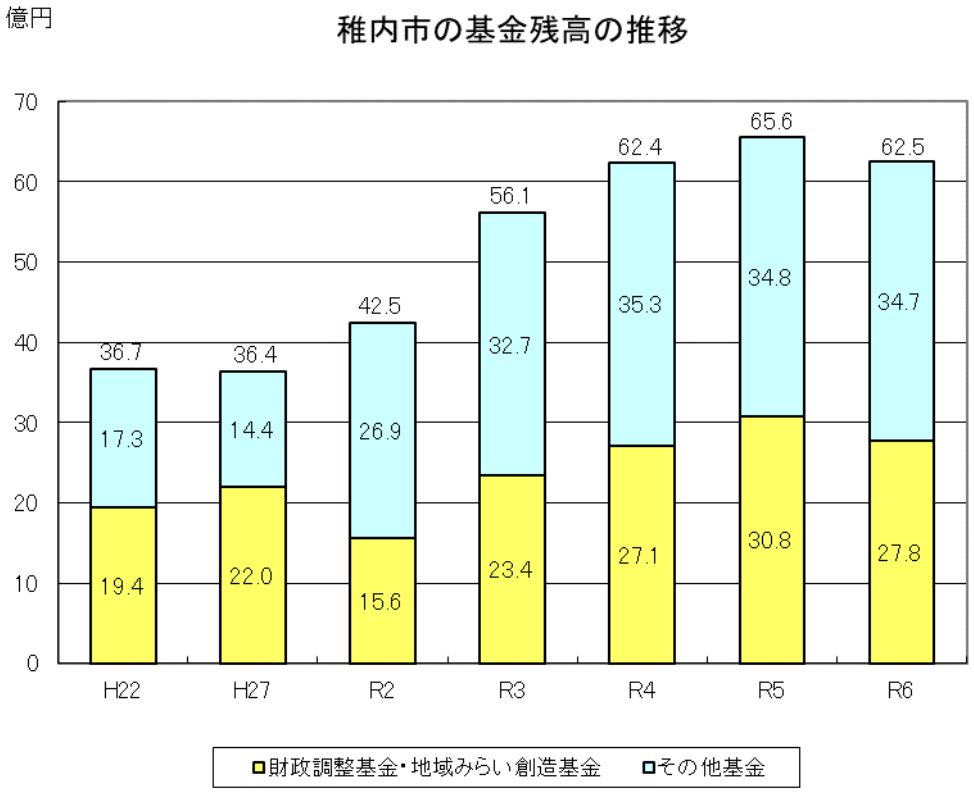

## 【５　歳出の推移】

歳出を性質別経費（義務的経費、投資的経費、その他の経費）で区分すると以下のグラフのとおりになります。

義務的経費は、職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費や地方債元利償還金等の公債費からなります。

投資的経費は、社会資本の整備等に要した経費であり、普通建設事業費です。

前年度と比較すると、投資的経費である稚内中学校整備事業（９億円）や、その他経費である定額減税不足額給付金支給事業をはじめとする各種給付金事業（３億円）の増額により、歳出総額が増額しました。

## 【（１）　義務的経費（人件費、扶助費、公債費）】

扶助費は、物価高騰対策の影響により、低所得者世帯等に対する扶助費の給付など、約３億円減少となっています。

また、近年の生活保護費や医療扶助費の増加傾向、高齢化率の上昇などから、今後も増加が予想されます。

また、令和６年度における「義務的経費」は、歳出総額の約３２％を占めています。

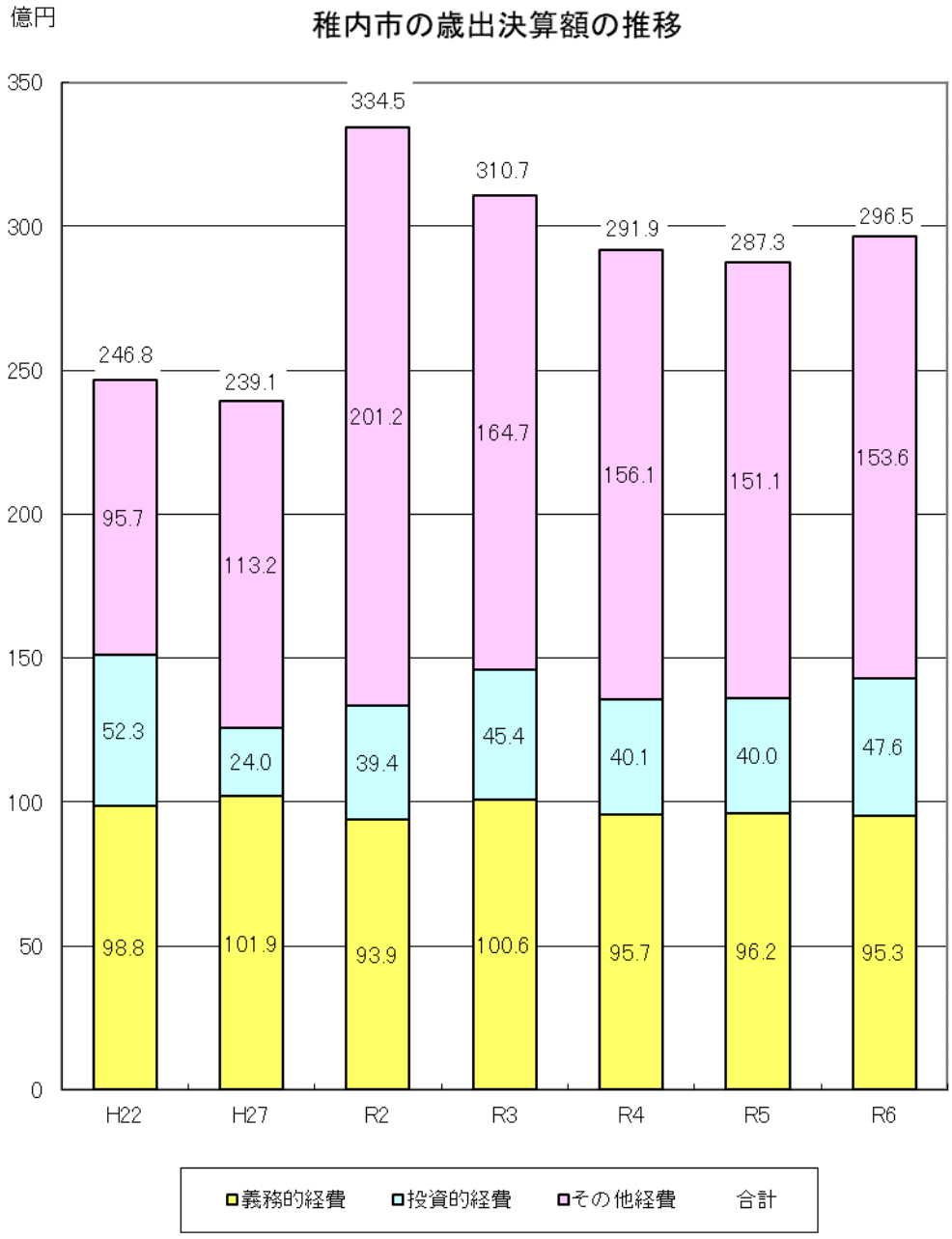

## ≪①　人件費≫

人件費総額は、平成１８年９月から実施した給料の独自削減（平成１９年４月からは地域給与導入による新給料表の適用）や 財政健全化プラン（平成１６年～平成２２年）による退職者の一部不補充（採用は退職者数の１／２以下）による定員適正化計画に取組み、大幅に抑制してきました。

令和６年度については、定員適正化計画（第３期）に基づく適正管理を行った結果、本市の職員数は若干の減少傾向となっています。

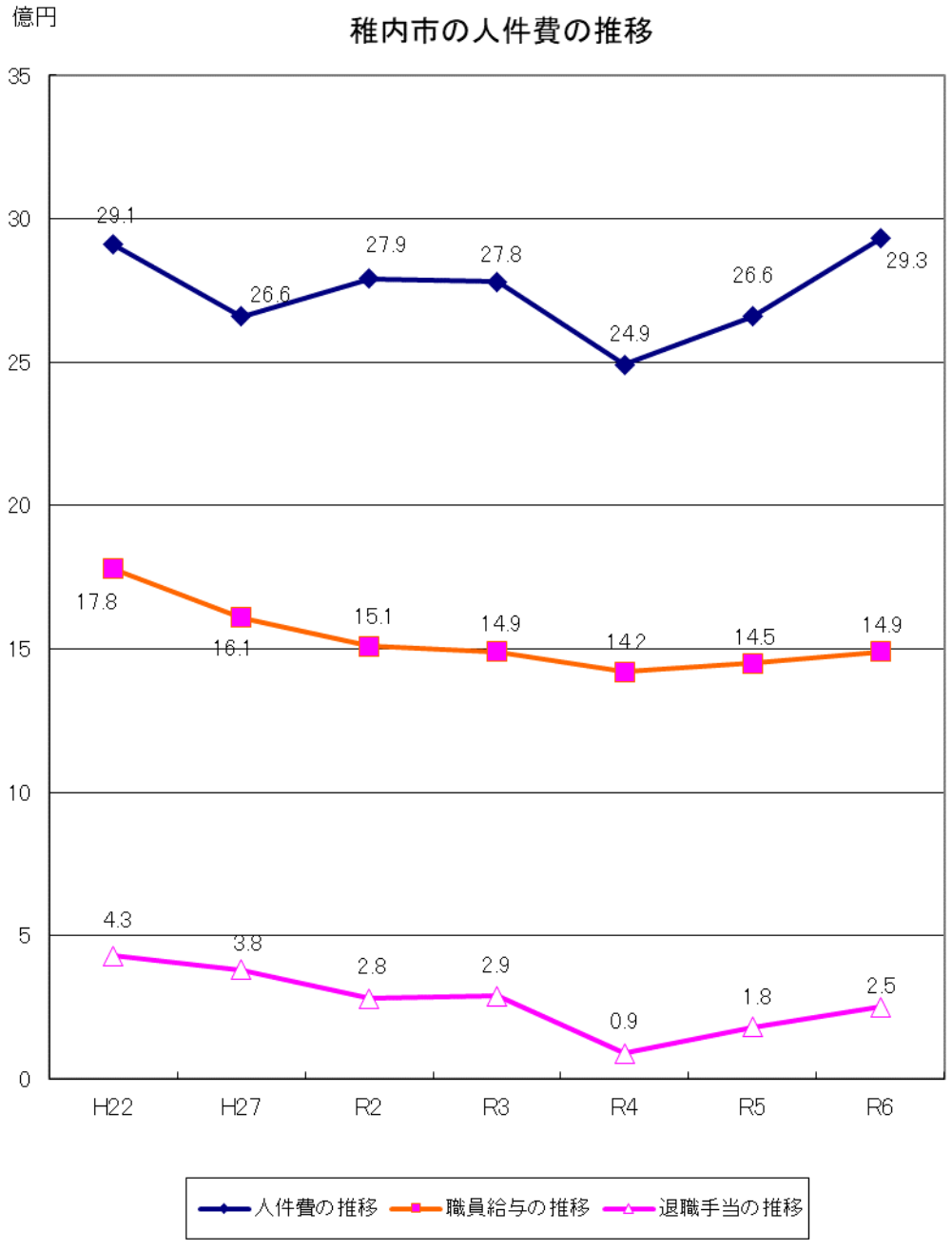

## ≪②　職員数≫　※各年４月１日現在職員数（消防職員を除く。）

令和６年４月１日における職員数は、一般行政職員と企業会計（水道・下水道・病院職員）を合わせて６４０人となっており、 一般行政職員においては、平成２２年４月１日（７３０人）と比較して、９０人減少しています 。

一般行政職員は、定員適正化計画（第３期）に基づき抑制を図っています。

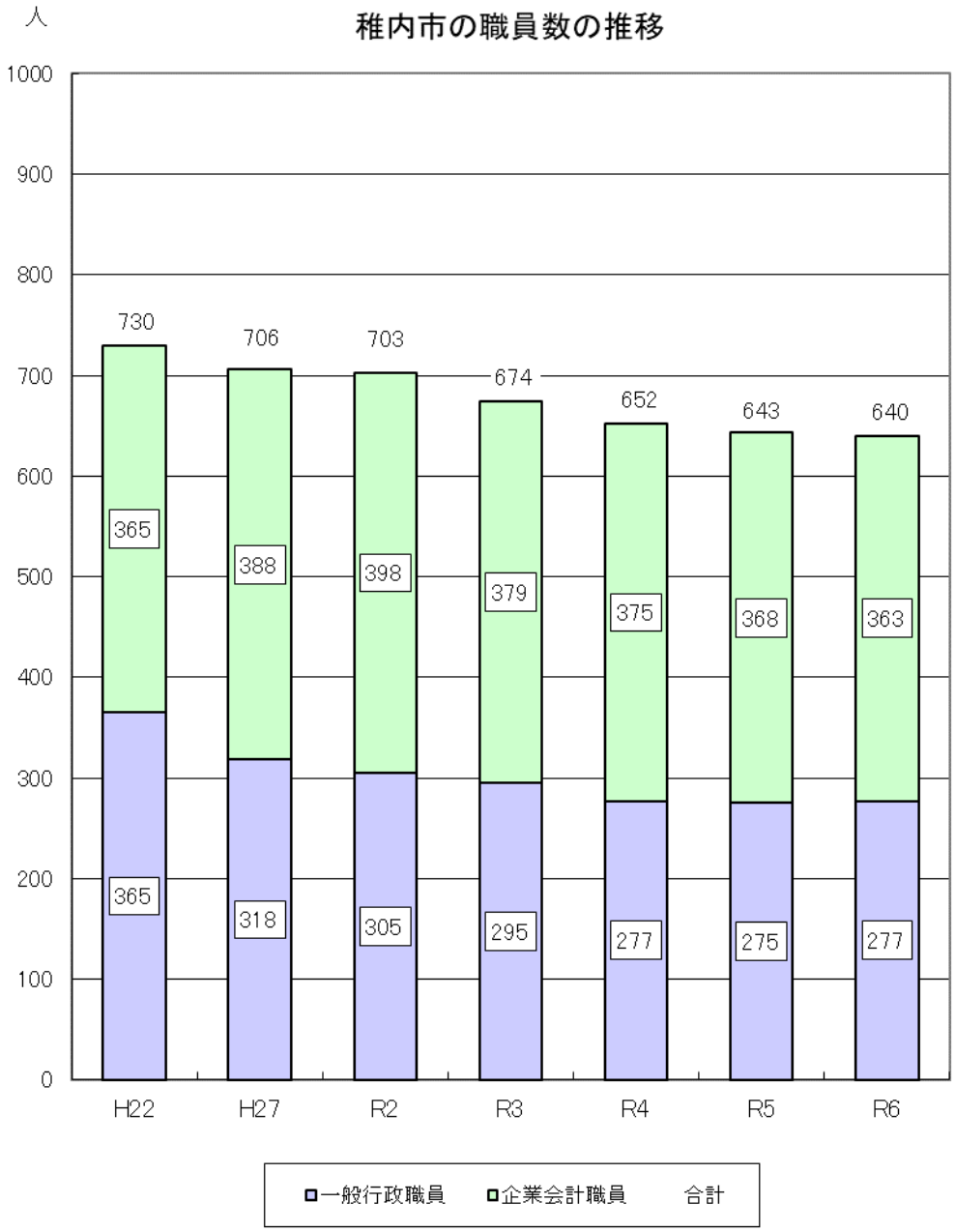

## 【（２）　投資的経費（普通建設事業費）】

国の経済対策として大型の公共事業を実施したことにより、平成１１年度の普通建設事業費は、約７７億円に達しましたが、その後「公債費負担適正化計画」の実施などにより減少しています。

近年は、リサイクルセンターの建設や道路・港湾の整備により増加傾向となっています。

令和６年度については、庁舎整備事業や稚内中学校建設事業を実施により前年度と比較して約８億円増加しました。

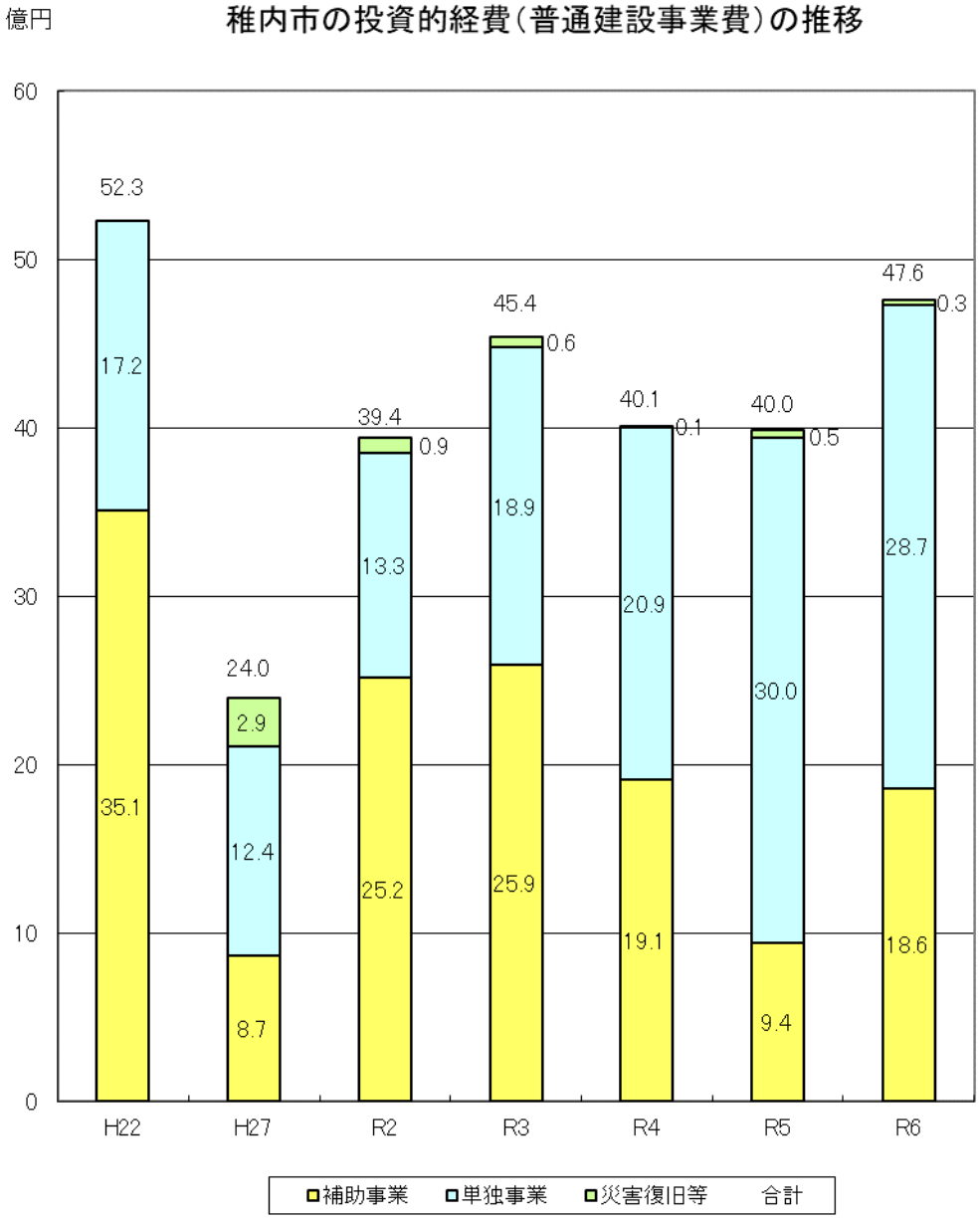

## 【（３）　その他経費・・物件費（旅費、需用費、委託料等）】

令和６年度は、前年度と比較して物件費が約６千万円増加しました。主な要因は予防接種対策事業にて委託料が３千万円の増加となっております。

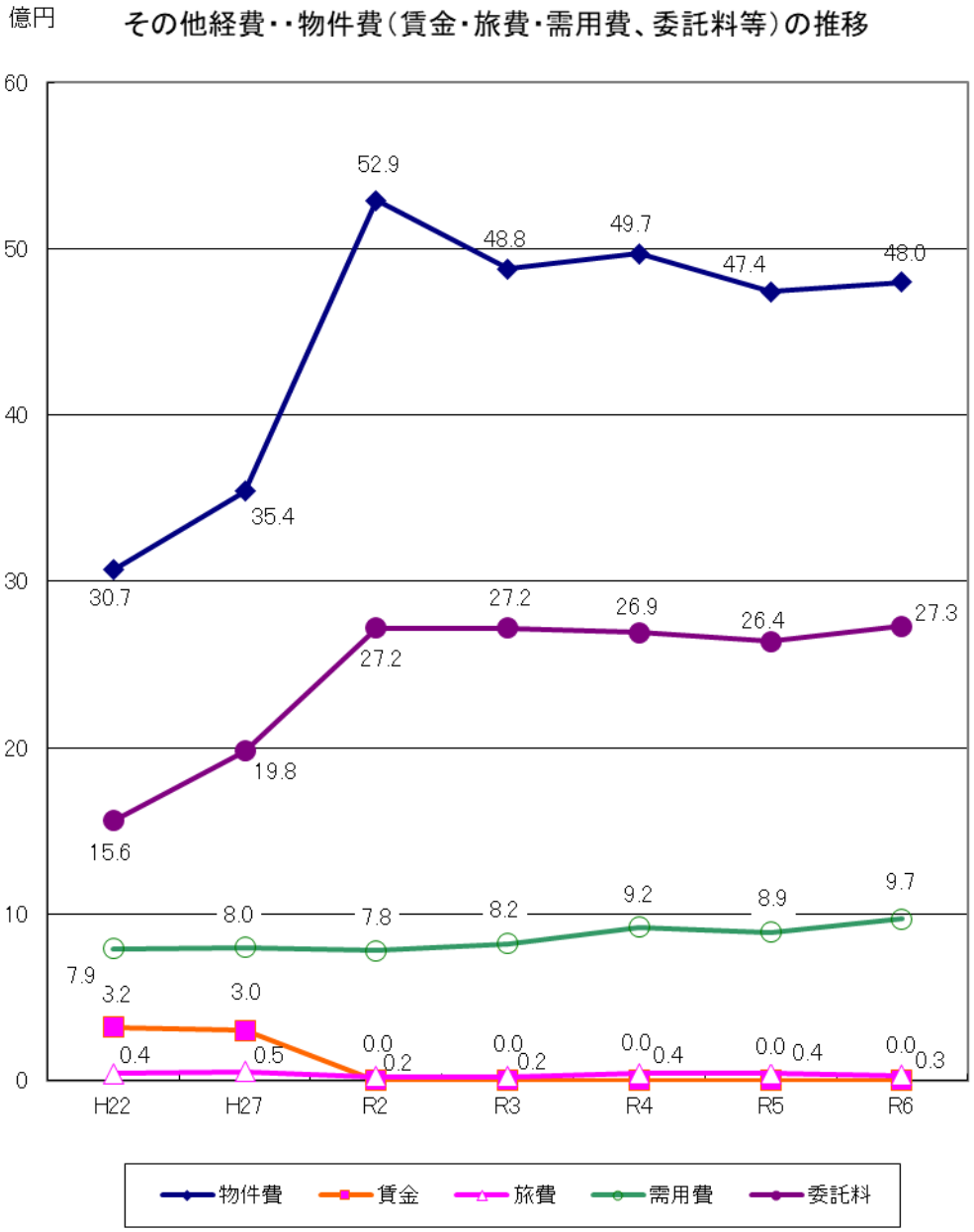

## 【（４）　その他経費・・特別会計・企業会計への繰出金】

一般会計から他会計への繰出金は、制度上繰出しをしなければならないものと、財政支援として行う繰出しに分かれます。

制度上行う繰出金は、他会計で行う事業のうち、その性質上、税などを充てることが適当であると認められる経費で、国が基準を定めています。

対象となる経費は、企業債の元利償還金などが主なものであり、一般会計にとっては義務的経費に準じるものです。

一方、財政支援としての繰出金は、他会計の経営（収支）の状況に応じて補てんするものです。

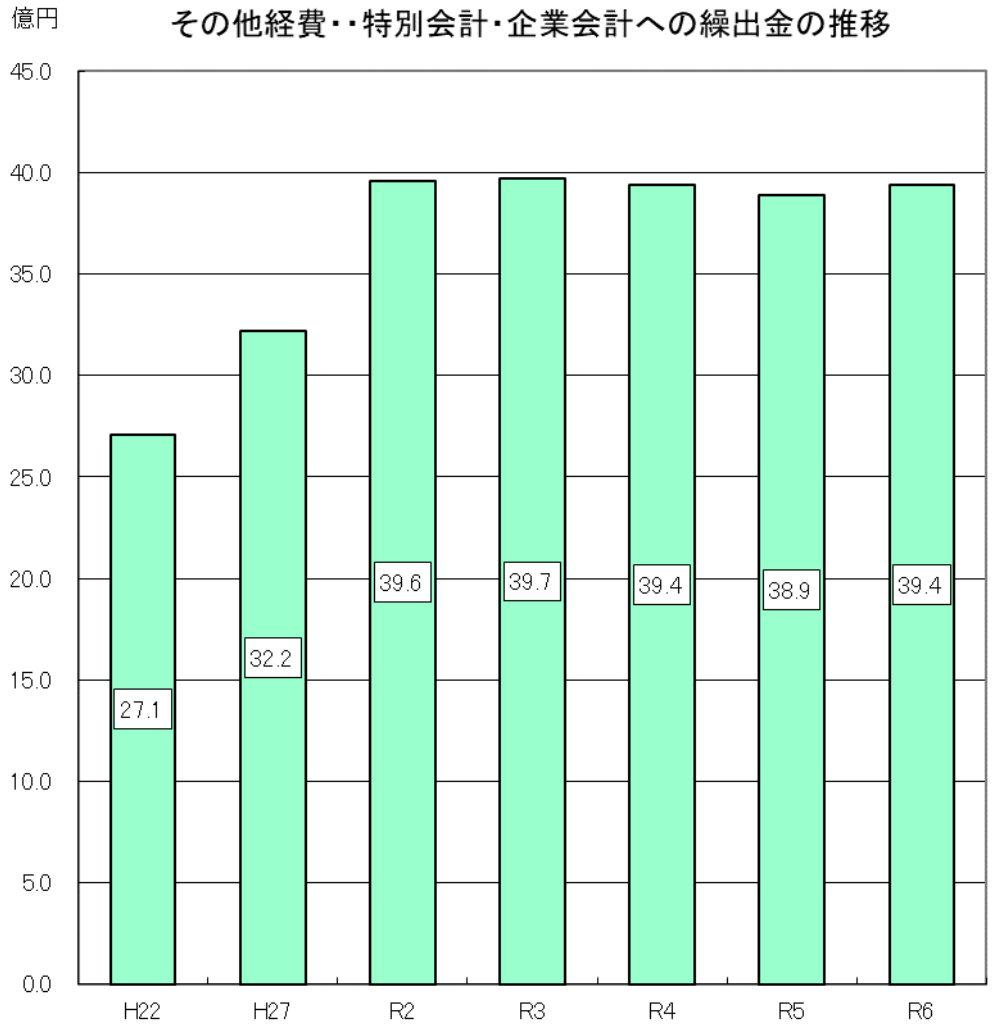


メモ

**特別会計・・・国民健康保険、公設地方卸売市場、介護保険、港湾整備、後期高齢者医療**

**企業会計・・・病院、水道、下水道**

## ≪①　病院事業会計への繰出金≫

市立稚内病院は、地域センター病院として、救急、小児・周産期などの不採算医療やがん治療などの高度な医療を展開し、地域医療を支える最後の砦として、その重要な役割を担っている公立病院です。

しかし、現状の経営環境は、過去に例を見ないほどの物価高騰や人件費の上昇などの影響により、病院経営は厳しい状況が続いています。

このため、病院事業への繰出金は増加していましたが、令和６年度は前年度と比較して６千万円減額しました。この主な要因は、常勤医師が増加したことによる出張医派遣経費の減額です。令和６年度以降、市立稚内病院は経営強化プランに基づき、経営改善の取組みを行っています。

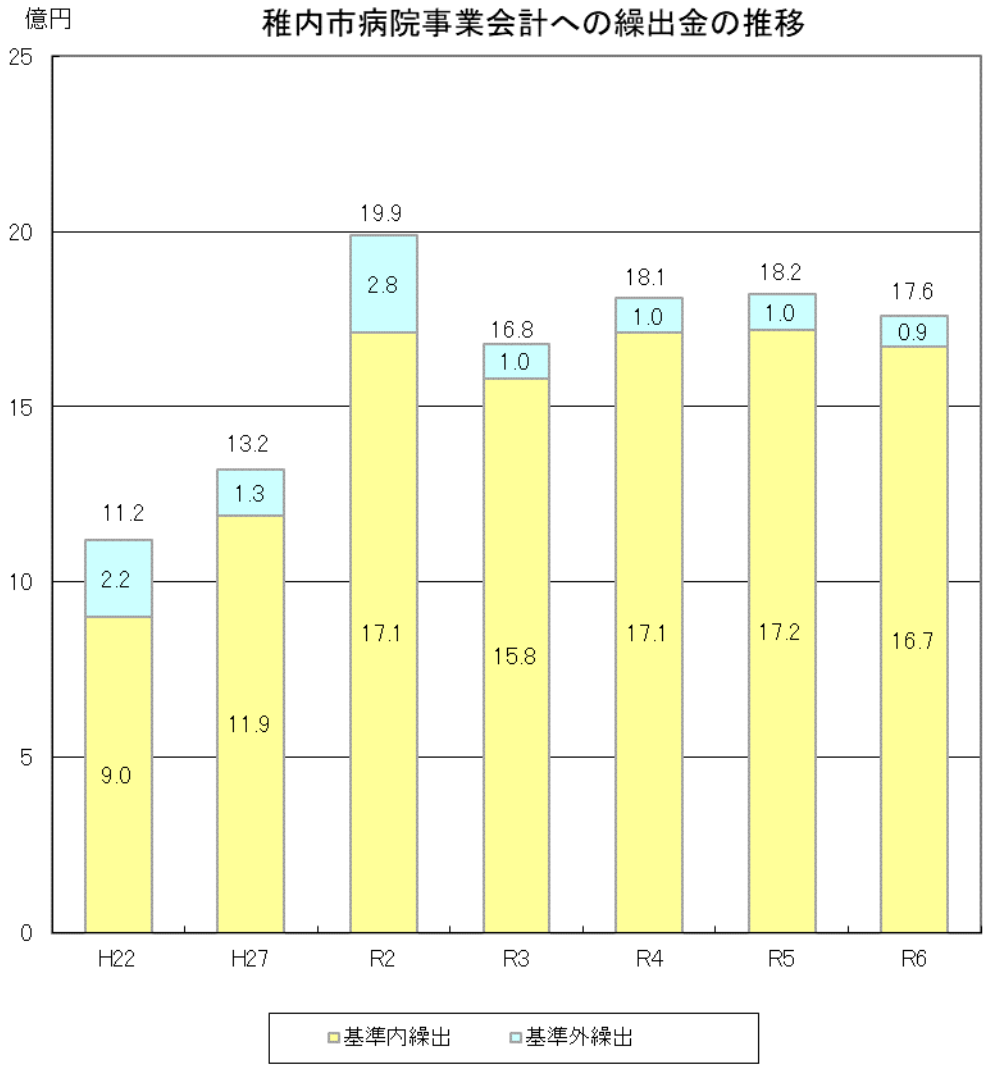

## ≪②　下水道事業会計への繰出金≫

稚内市の下水道は、市街地が細長いため、管渠の延長が長く、ポンプ所の設置も多いなど、他都市に比べ、イニシャルコストが高い状況にあります。

これまでに実施した事業の総額は、約３２４億円ですが、このうち約５２億円が地方債残高として残っております。

平成１６年度から償還金平準化のための地方債、平成１８年度から国の財政措置の変更による下水道事業債特別措置分を借り入れたことにより、繰出金が減少してきましたが、平成２１年度以降は、元利償還の開始や、人口減による使用料収入の減少により増加傾向となっています。令和６年度は前年度から比較して０．１億円の減額となりました。

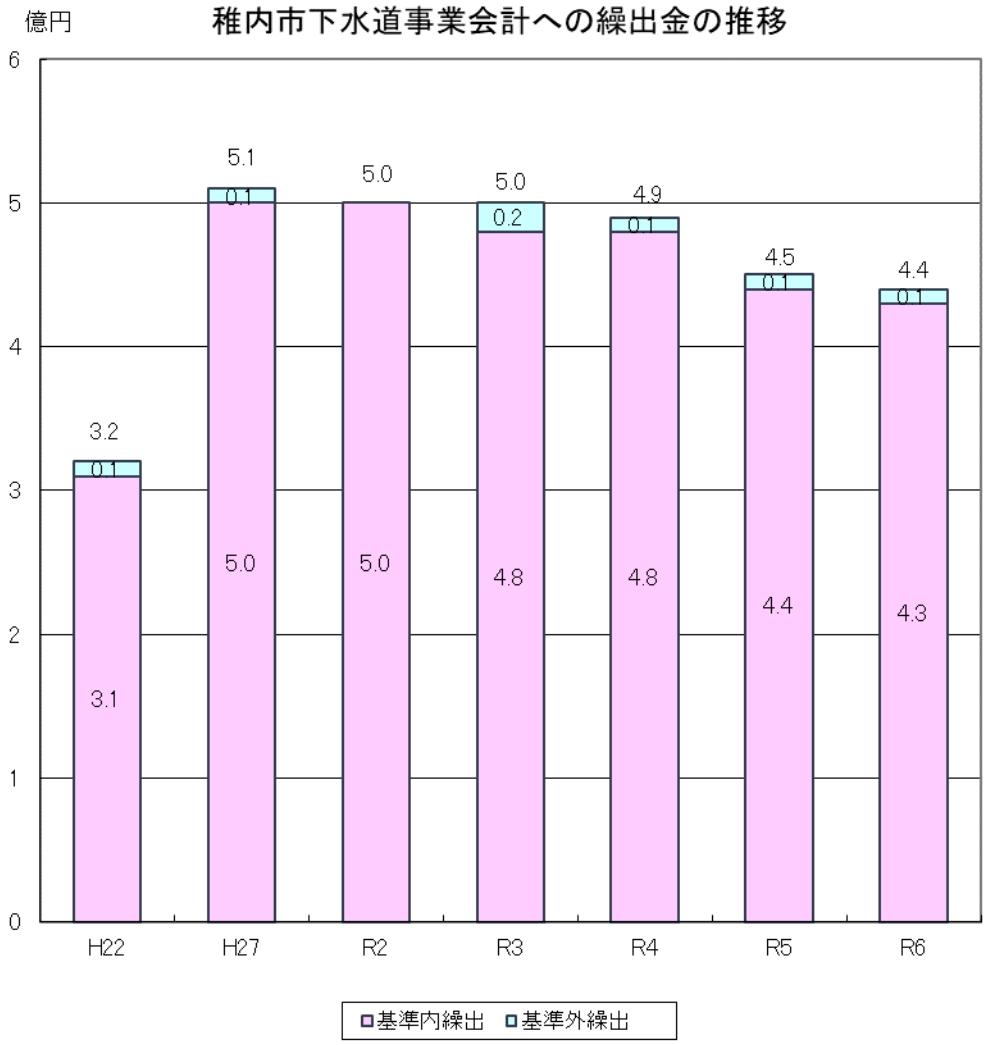

## ≪③　国民健康保険事業会計への繰出金≫

国民健康保険の主たる費用である被保険者の医療給付費については、５０％を公費、残り５０％は国民健康保険税によって賄われることが基本となっています。

しかし、国民健康保険事業会計は、制度上、公費の一部として一般会計が負担しなければならない基準内繰出しのみでは歳出超過となることから、基準外の繰出金によって収支の均衡を図っているのが現状です。

国民健康保険事業は、平成３０年度に都道府県単位化しましたが、新たな制度のもとで、被保険者数の減少や医療費の増加など、収支の推移に注意しながら財政運営を進めていかなければなりません。

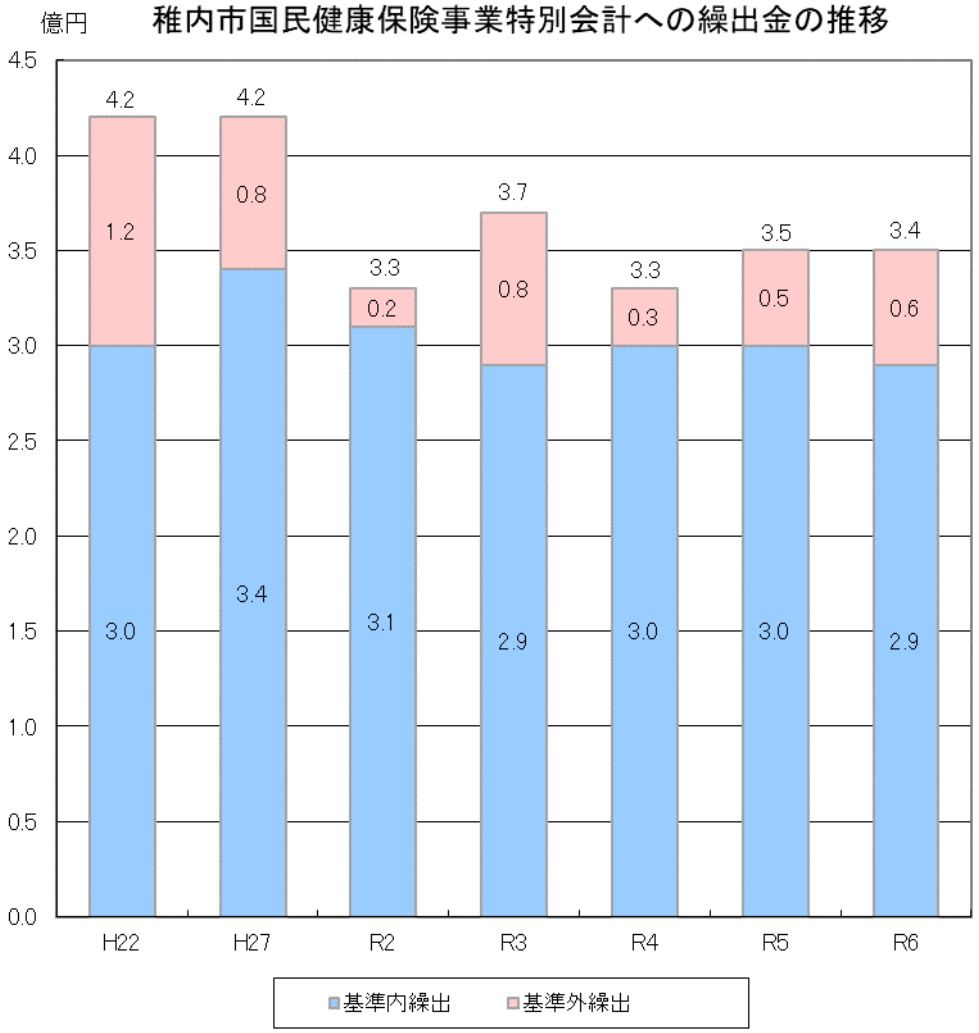

# Ⅱ　健全化判断比率の概要

## 【1　健全化判断比率】

財政健全化法の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率（４指標）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないことになっています。

早期健全化基準を上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられ、国への報告義務を負うことになります。

なお、この法律により算定された稚内市の令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおり健全性を保っています。

●稚内市における健全化判断比率の状況

| 健全化判断比率 | 令和６年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---|---|---|---|
| 実質赤字比率（フロー指標）<br>・一般会計等の実質赤字の比率 | ―<br>（黒字 1.86%） | １２．９６% | ２０．００% |
| 連結実質赤字比率（フロー指標）<br>・全ての会計の実質赤字比率 | ―<br>（黒字 20.89%） | １７．９６% | ３０．００% |
| 実質公債費比率（フロー指標）<br>・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率 | １０．８% | ２５．０% | ３５．０% |
| 将来負担比率（ストック指標）<br>・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率 | ４５．４% | ３５０．０% | |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計に赤字及び資金不足がないため該当しません。

●稚内市公営企業における資金不足比率の状況

| 資金不足比率 | 令和６年度 | 経営健全化基準 | |
|---|---|---|---|
| 水道事業会計 | ― | ２０．０% | |
| 病院事業会計 | ― | | |
| 下水道事業会計 | ― | | |
| 港湾整備事業特別会計 | ― | | |
| 公設地方卸売市場事業特別会計 | ― | | |
| 臨港用地造成事業特別会計 | ― | | |

※資金不足比率については、上記各会計に資金不足がないため該当しません。

## 【２－１　健全化判断比率の対象範囲イメージ図】

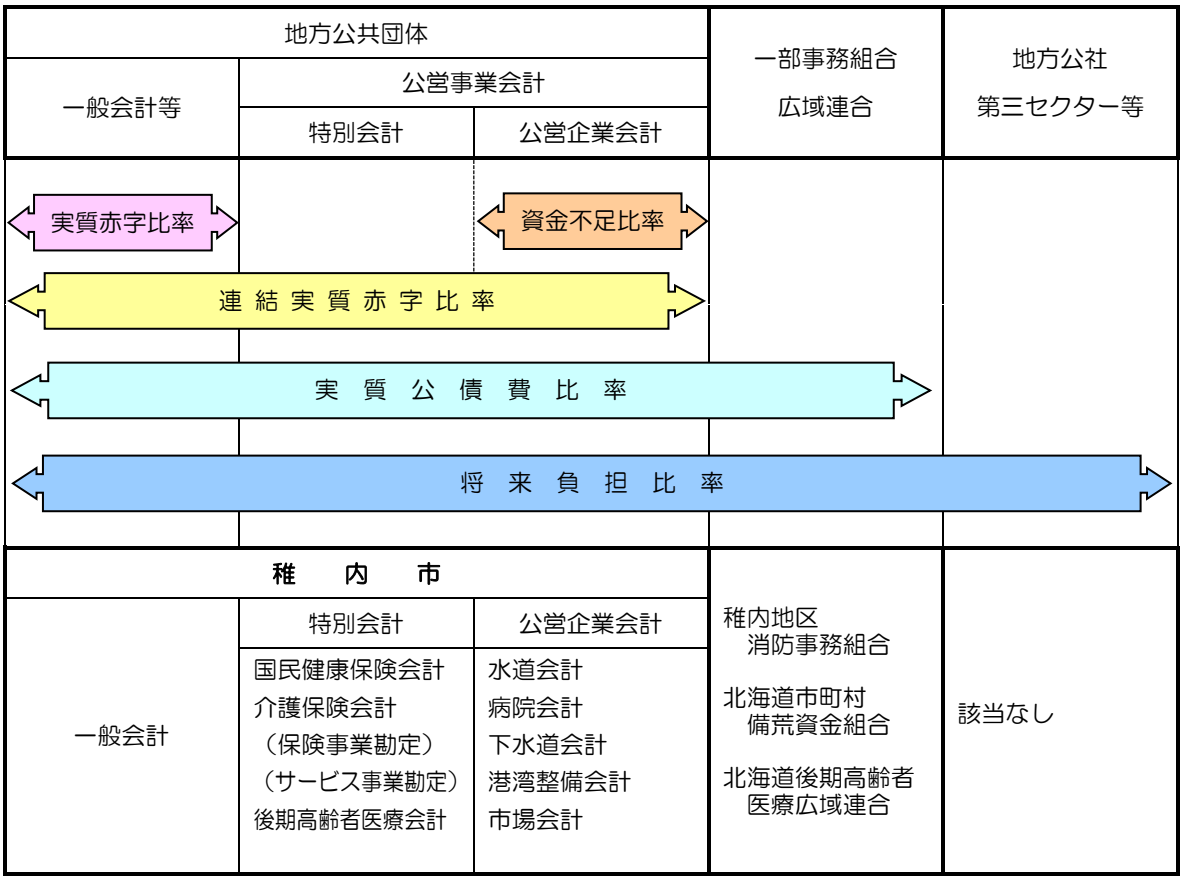


## 【２－２　実質赤字比率・・稚内市：該当なし】

実質赤字比率は、一般会計等（稚内市は一般会計のみ）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

○標準税収入額：地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

## 【３－１　連結実質赤字比率・・稚内市：該当なし】

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

## 【３－２　資金不足比率・・稚内市：該当なし】

資金不足比率は、それぞれの公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

○資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

○事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

## ★稚内市の各会計における実質収支額及び資金不足（余剰）額

令和６年度稚内市の各会計（１０会計）における、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の対象となるべき実質収支額及び資金不足（余剰）額は下記のとおりです。

稚内市の場合、全ての会計において黒字及び余剰金があるため、各会計の赤字比率及び資金不足比率は発生していません。

### ●一般会計等

（単位:千円）

| 会計名 | 歳入総額<br>① | 歳出総額<br>② | 翌年度<br>繰越財源<br>③ | | 実質収支額<br>①　－②－<br>③ |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | 30,183,168 | 29,651,956 | 290,527 | | 240,685 |

### ●公営企業以外の特別会計

（単位:千円）

| 会計名 | 歳入総額<br>① | 歳出総額<br>② | 翌年度<br>繰越財源<br>③ | | 実質収支額<br>①－②－③ |
|---|---|---|---|---|---|
| 国民健康保険事業特別会計 | 3,336,686 | 3,332,482 | 0 | | 4,204 |
| 介護保険事業特別会計(保険事業勘定) | 3,264,939 | 3,247,096 | 0 | | 17,843 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 617,931 | 616,634 | 0 | | 1,297 |
| 介護保険事業特別会計(サービス事業勘定) | 17,868 | 17,868 | 0 | | 0 |

### ●公営企業法を適用している会計

（単位:千円）

| 会計名 | 流動資産等<br>① | 流動負債等<br>② | 算入地方債<br>③ | 解消可能<br>資金不足額<br>A | 資金不足<br>(余剰)額<br>①　-②+③<br>+A |
|---|---|---|---|---|---|
| 水道事業会計 | 2,153,292 | 316,677 | 0 | | 1,836,615 |
| 病院事業会計 | 1,346,287 | 1,251,815 | 0 | | 340,357 |
| 下水道事業会計 | 293,084 | 44,571 | 0 | | 248,513 |

※流動資産等　＝　流動資産－控除財源－控除額

※流動負債等　＝　流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

### ●公営企業法を適用していない特別会計

（単位:千円）

| 会計名 | 歳入総額<br>① | 歳出総額<br>② | 翌年度<br>繰越財源<br>③ | 土地収入<br>見込額<br>A | 資金不足<br>(余剰)額<br>①-②+③+A |
|---|---|---|---|---|---|
| 港湾整備事業特別会計 | 164,724 | 164,056 | 0 | | 668 |
| 公設地方卸売市場事業特別会計 | 58,085 | 57,984 | 0 | | 101 |

## 【４　実質公債費比率・・稚内市：１０．８%】

（令和４年度：11.3／令和５年度：10.9／令和６年度：10.7）

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定され、３年間の平均値が比率となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○準元利償還金の内容

① 満期一括償還地方債について、償還期間を３０年とする元金均等年賦償還をした場合の１年当たりの元金償還金相当額

② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（ＰＦＩ事業による建設費の割賦払いや借入金に対する償還補助金、利子補給に係る債務負担行為など）

『実質公債費比率』は、地方債の発行が平成１８年度に『許可制』から『協議制』へ移行したことに伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わり導入され、平成１９年度から健全化判断比率の一つとされている財政指標です。

この比率は、それまでの公債費の算出では、一般会計の地方債の元利償還金だけが対象だったものを、公営企業会計や一部事務組合への一般会計からの繰出金や債務負担行為に基づく公債費に準じる経費を含めた自治体の実質的な債務も加え、明確化したものです。

この実質公債費比率は、早期健全化団体（２５%以上）、財政再生団体（３５%以上）の判断基準だけではなく、１８%以上となった場合には、黄信号がともった状態となり、地方債許可団体に移行するとともに、『公債費負担適正化計画』の策定が求められます。

現在、稚内市の実質公債費比率はやや高めの数値を示していますが、地方債の発行を抑制してきたことにより、減少傾向にあります。

## ★稚内市の実質公債費比率算出の状況

【令和６年度数値】　　（単位：千円）

| 区　　分 | 金 額 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 元利償還金 | 2,658,101 | |
| 準元利償還金<br>（①　　満期一括償還） | 0 | |
| 準元利償還金<br>（②特別会計の元利償還金に伴う繰出金） | 483,980 | |
| 準元利償還金<br>（③組合等の元利償還金に伴う負担金） | 0 | |
| 準元利償還金<br>（④債務負担行為に基づく公債費に準ずる支出） | 153,247 | |
| Ａ　令和6年度負担額合計 | 3,295,328 | |
| 特定財源 | 316,501 | |
| 元利償還金及び準元利償還金に対する<br>基準財政需要額算入額 | 1,854,705 | |
| Ｂ　令和6年度控除財源合計 | 2,171,206 | |
| Ａ－Ｂ | 1,124,122 | 算定上の分子となるべき数値 |

| 区　　分 | 金 額 | 備　　考 |
|---|---|---|
| Ｃ　標準財政規模 | 12,877,071 | |
| Ｄ　元利償還金及び準元利償還金に対する<br>基準財政需要額算入額 | 1,854,705 | |
| Ｃ－Ｄ | 11,022,366 | 算定上の分母となるべき数値 |

令和６年度の実質公債費比率の算出は、上記の数値より
1,124,122 千円÷11,022,366 千円×100≒10.19855%と算出されます。

## 【５　将来負担比率・・稚内市：４５．４％】

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたり負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○将来負担額の内容

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト　連結実質赤字額

チ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

リ　イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金

ヌ　特定財源見込額

ル　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

令和６年度末における稚内市の将来負担すべき額は、325 億 4,498 万円あり、その負担に対する特定財源及び普通交付税で措置される見込額や基金残高は、275 億 3,023 万円が見込まれることから、実質負担見込額は、50 億 1,474 万円となります。

この額に対して、標準財政規模から令和６年度に普通交付税で措置された額を差し引いた 110 億 2,237 万円に対する割合が、『４５．４％』となり、将来負担比率が算出されます。

国が定めた早期健全化基準は３５０．０％となっており、現在の稚内市は、良好な数値を維持していますが、引き続き財政健全化の取り組みを継続していきます。

## ★稚内市の将来負担比率算出の状況

【令和６年度数値】　　（単位：千円）

| | 区　　分 | 金 額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| イ | 地方債の現在高 | 26,598,600 | |
| ロ | 債務負担行為に基づく支出予定額 | 402,504 | |
| ハ | 公営企業債等繰入見込額 | 2,873,184 | |
| ニ | 組合等負担等見込額 | 0 | |
| ホ | 退職手当負担見込額 | 2,645,084 | |
| ヘ | 設立法人の負債額等負担見込額 | 25,595 | |
| ト | 連結実質赤字額 | 0 | |
| チ | 組合等連結実質赤字額負担見込額 | 0 | |
| A | 将来負担額合計 | 32,544,967 | 上記イからチの合計 |
| リ | 充当可能基金 | 6,251,290 | |
| ヌ | 充当可能特定財源 | 2,335,640 | |
| ル | 基準財政需要額算入見込額 | 18,943,301 | |
| B | 充当可能財源合計 | 27,530,231 | 上記リからルの合計 |
| A－B | | 5,014,736 | 算定上の分子となるべき数値 |

| | 区　　分 | 金 額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| C | 標準財政規模 | 12,877,071 | |
| D | 元利償還金及び準元利償還金に対する基準財政需要額算入額 | 1,854,705 | |
| C－D | | 11,022,366 | 算定上の分母となるべき数値 |

令和６年度の将来負担比率の算出は、上記の数値より
5,014,736 千円÷11,022,366 千円×100≒45.4％と算出されます。

## 【６　実質公債費比率／将来負担比率の推移】

実質公債費比率は、平成２２年度まで上昇傾向にありましたが、各年度の地方債発行額を元金償還額以下に抑制してきたことにより、実質公債費比率は減少傾向にありましたが、令和６年度は前年同等となっています。

一方、将来負担比率については、地方債残高や職員数の減少等により減少傾向にありましたが、令和６年度は増加しています。これは新庁舎や稚内中学校の建設等に伴い増加したものです。

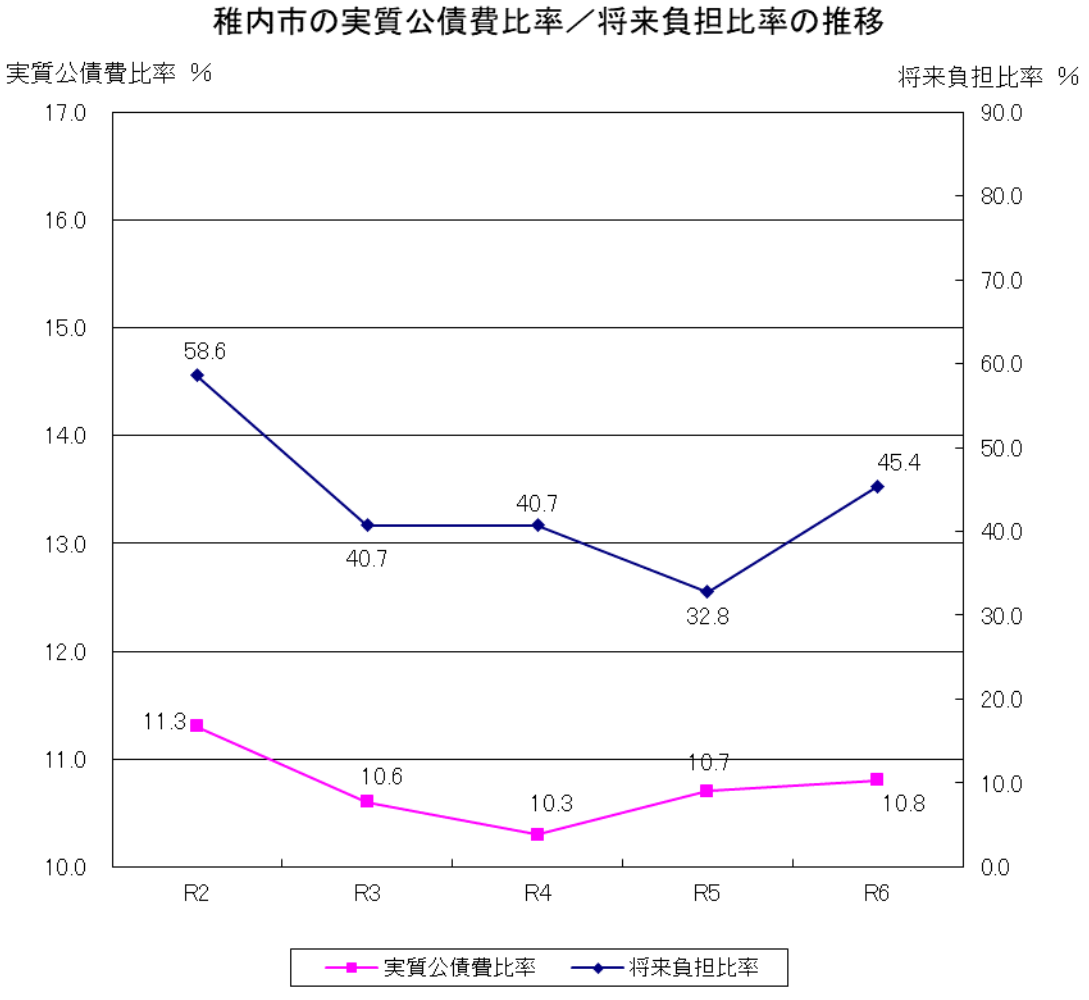

## 【７　経常収支比率】

経常収支比率を家計に例えると、毎月決まった支払いである住居費・食費・被服費・ローン返済金などの費用が、毎月の給料に占める割合を示したものです。

人件費や地方債償還金などの義務的経費や物件費の比率が高い場合は、経常収支比率が上昇し、財政の硬直化を招き、独自施策の実施が難しくなります。

健全な財政運営の目安は、この比率が概ね７０％～８０％の範囲となりますが、本市では、平成１１年度以降、経常一般財源である市税や地方交付税が減少したことにより、経常収支比率が上昇傾向となっています。

直近２年間では、委託料などの物件費や扶助費の増加により、９０％を上回る状況となっています。
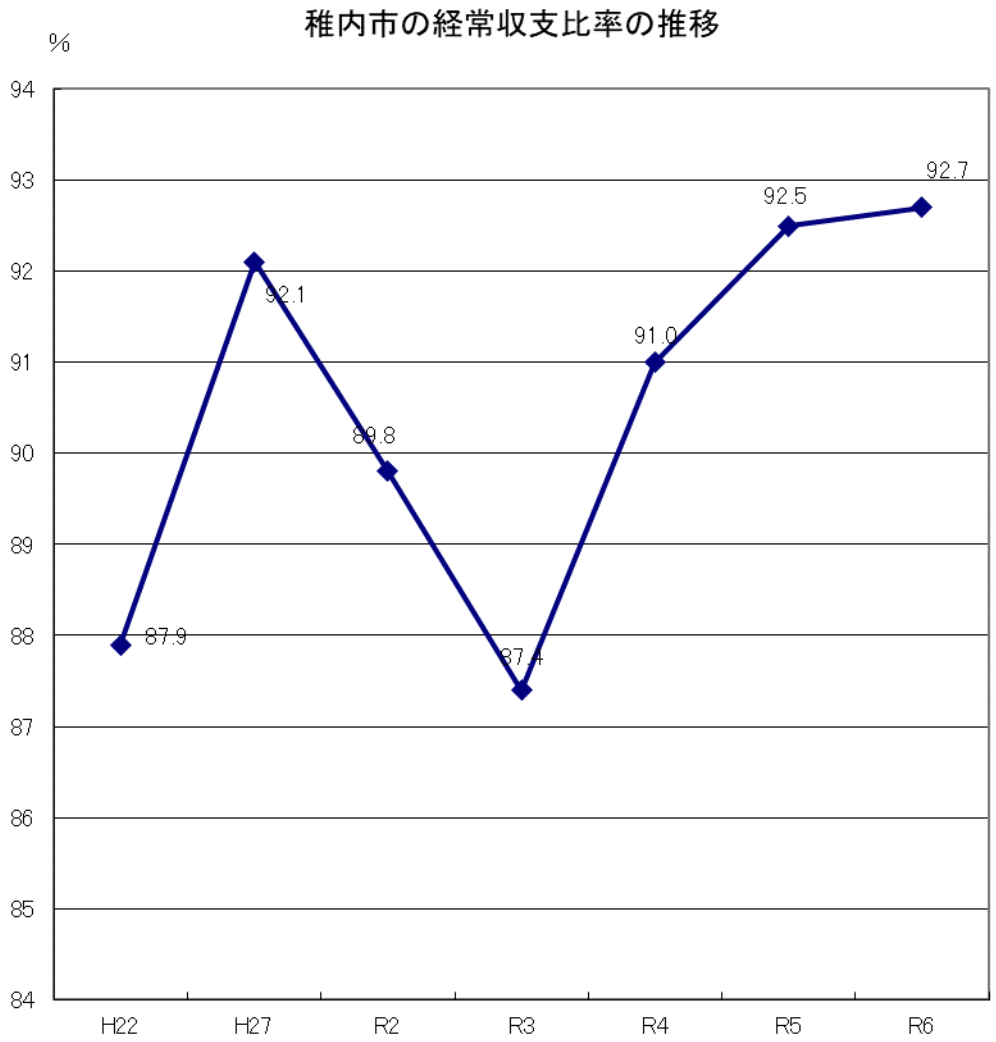
令和６年度については、前年度から０．２％増加し９２．７％となりました。臨時財政対策債の減少や除排雪経費が増額したことが主な要因となっており、引き続き、経常的な経費の抑制に努め、経常収支比率の低減を図っていきます。